

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月25日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専 決 処 分 書

令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分する。

令和2年10月12日

鹿沼市長 佐藤 信

令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		25,079,985	56,090	25,136,075
	2 児童福祉費	6,364,235	56,090	6,420,325
7 商工費		3,654,811	△10,700	3,644,111
	1 商工費	3,654,811	△10,700	3,644,111
14 予備費		296,803	△45,390	251,413
	1 予備費	296,803	△45,390	251,413
歳 出 合 計		56,108,238	0	56,108,238